

奈良県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県議会議長 上 田 悟

奈良県議会規程第二号

奈良県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

奈良県政務調査費の交付に関する規程（平成十三年三月奈良県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第二条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第三項中「第五条第三項」を「第六条第三項」に改める。

第三条中「第六条各項」を「第七条各項」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第五条を削る。

第六条第四項第一号中「調査活動を」を「政務活動を」に、「海外調査活動記録簿」を「海外政務活動記録簿」に改め、同項第二号中「調査活動を」を「政務活動を」に、「県外調査活動記録簿」を「県外政務活動記録簿」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改め、同条を第六条とする。

第八条を第七条とする。

第九条第一項及び第二項中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第八条とする。

別表第一及び別表第二を削る。

第一号様式中「奈良県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項」を「奈良県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項」とし、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

第二号様式中「奈良県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項」を「奈良県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項」とし、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

第三号様式「奈良県政務調査費の交付に関する条例第5条第3項」や「奈良県政務活動費の交付に関する条例第6条第3項」に定める。

第四号様式「政務調査費の交付を」と「政務活動費の交付を」と「奈良県政務調査費の交付に関する条例第6条」や「奈良県政務活動費の交付に関する条例第7条」に定める。

第五号様式及び第六号様式中「年度政務調査費請求書」や「年度政務活動費請求書」及び「奈良県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項」や「奈良県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項」と「政務調査費を」と「政務活動費を」に定める。

第七号様式及び第八号様式中「(第6条関係)」や「(第5条関係)」及び「年度政務調査費に」と「年度政務活動費に」と「奈良県政務調査費の交付に関する条例」や「奈良県政務調査費の交付に関する条例」及び「政務活動費の交付に関する条例」と「奈良県政務活動費の交付に関する条例」と「政務調査費収支報告書」や「政務活動費収支報告書」と「政務調査費」及び「政務活動費」に「_____円」と「_____円」

「

会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		

」及び「項目」と「経費」と

「

広聴(広報)費		
要請陳情等活動費		
会議費		

に定める

資料作成費		
資料購入費		

第九号様式中「(第6条関係)」や「(第5条関係)」及び「政務調査費」や「政務活動費」に該当する。

第十一号様式中「(第6条関係)」や「(第5条関係)」及び「海外調査活動記録簿」や「海外政務活動記録簿」及び「調査先」や「政務活動先」及び「調査の」や「政務活動の」に該当する。

第十一号様式中「(第6条関係)」や「(第5条関係)」及び「県外調査活動記録簿」や「県外政務活動記録簿」及び「調査先」や「政務活動先」に該当する。

用途 項目	調査研究費 広報費・事
----------	----------------

第十一号様式中「(第6条関係)」や「(第5条関係)」及び

・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費
 務所費・事務費・人件費

経費	調査研究費・研修費・広 会議費・資料作成費・資 人件費
----	-----------------------------------

聴広報費・要請陳情等活動費
 料購入費・事務所費・事務費

及び「政務調査費支出額等」や「政務活動費支出額等

」に該当する。

第十一号様式中「(第6条関係)」や「(第5条関係)」及び「政務調査費収支報告書」や「政務活動費収支報告書」及び「奈良県政務調査費の交付に関する規程第6条第6項」や「奈良県政務活動費の交付に関する規程第5条第6項」に該当する。

第十四号様式を次のように改める。

第十五号様式中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」と、「奈良県政務調査費の交付に関する条例」を「奈良県政務活動費の交付に関する条例」と、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」と、「海外調査活動記録簿・県外調査活動記録簿」を「海外政務活動記録簿・県外政務活動記録簿」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規程の施行の日前にこの規程による改正前の奈良県政務調査費の交付に関する規程の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。